

平成30年住宅・土地統計調査 匿名データの作成方針（案）

1 基本的な考え方

本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成21年2月17日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。以下「ガイドライン」という。）の匿名データの作成に係る匿名化処理基準（以下「匿名化処理基準」という。）に準拠した秘匿措置を講じて作成・提供する。

ただし、社会経済情勢の変化や他調査の作成方法を勘案し、当該年次の特性に応じた措置を講じる。

2 作成する匿名データの構成概要

これまでに作成してきた住宅・土地統計調査に係る匿名データと同様、以下の匿名データを作成する。

調査年次	調査本体の標本の大きさ	リサンプリング率	匿名データの標本の大きさ
平成30年	約 370 万住戸	約10%	約 37 万住戸

3 適用する匿名化処理

本調査では、ガイドラインの匿名化処理基準に準拠した匿名化処理を適用する。

4 その他

平成30年調査における建物調査票、調査票甲及び乙に関する項目の新規、廃止等の調査項目の変更点は以下のとおり。

なお、調査票乙については、調査票甲と共通する調査項目のみ提供する。

（1）新規の調査項目

- ・ 現住居以外の住宅の所有状況（調査票甲）
- ・ 居住地帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況（調査票乙）

（2）廃止の調査項目

- ・ 敷地面積及び建築面積（共同住宅のみ記入）（建物調査票）
- ・ 前住居の所在地（調査票甲）
- ・ 東日本大震災による転居（調査票甲及び乙）
- ・ 現住居以外の住宅における床面積の合計（延べ面積）（調査票乙）